

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議

報告

令和 4 年 3 月

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議

目次

I. はじめに	1
II. 現状	3
特別支援教育を巡る状況の変化	3
特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学の数	3
教職課程コアカリキュラム	3
特別支援学校教諭免許状の保有率	4
教員採用における工夫	4
校長の特別支援教育に関わる教職経験	5
特別支援学級担任の雇用形態等	5
校長及び教師としての資質の向上に関する指標	5
特別支援学校のセンター的機能	5
特別支援教育コーディネーター	6
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の役割・取組	6
III. 主な課題	8
1. 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について	8
養成関係	8
採用関係	8
管理職を中心とした学校内の特別支援教育体制の整備、キャリアパス、人事交流 ...	9
特別支援教育を担う教師の研修	10
その他	10
2. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの在り方について	10
IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性	12

1. 全ての教師	12
全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応	12
2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師	13
採用、配置の在り方	13
人事交流の促進	14
小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実	15
3. 特別支援学校の教師	16
特別支援学校の教師の免許状保有率の向上	16
人事交流の促進	16
特別支援学校におけるセンター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実	16
V. 各関係者に求められる具体的方向性	18
1. 管理職	18
学校全体による支援体制の構築、対話や研修の奨励	18
2. 教育委員会	18
特別支援教育の教員育成指標への位置付けの明確化、教員育成指標に基づく研修の充実	18
特別支援教育に関する高い専門性を有する人材の育成・キャリアパスの構築	19
特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築	19
3. 大学	20
大学の資源の有効活用による教職課程の充実	20
教育委員会との連携による実践力の養成	21
小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保	21
4. (独)国立特別支援教育総合研究所	22
教師の学びを支える学習コンテンツの体系化や内容の充実	22
VI. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用	24
VII. 今後の検討スケジュールについて	26
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムについて	26
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム以外について	26
VIII. おわりに	27
特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議の開催について	29

I. はじめに

- 令和3年1月、中央教育審議会は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(以下「答申」という。)を答申し、今日の学校教育が直面している課題として子供たちの多様化を挙げ、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性として、多様性を軸にした学校文化となり、子供たち一人一人の個性が生きるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を適切に組み合わせた学習を実施していくべきであるとしている。
- 特別支援教育は、従前より、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応して、全ての子供たちの可能性を引き出し、持てる力を最大限度まで高めるための個別最適な学びと、協働的な学びが実現されるよう、個に応じたきめ細かな学習の工夫を実施してきた。こうした特別支援教育の考え方は、特別支援教育分野の専門性向上や進展のみならず、また、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与するものである。
- 平成 26 年に我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」や、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」など、障害の有無に拠らず、一人一人の力が発揮される環境の整備が求められていることは国際的な潮流からも窺え、学校を含めた社会全体が共生社会に向けた大きな変革の中にある。
- こうした中、学校教育についても、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために重要な役割を果たすことが求められている。これまで、特別支援教育は、「特殊教育」として、障害の種類や程度に対応して教育の場を整備し、そこできめ細かな教育を効果的に行うという視点で展開されてきた。しかし、特別支援教育を受ける児童生徒が増加し、通常の学級においても、障害のある児童生徒が増加している。こうしたことから、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった学びの場だけでなく、小中学校等の通常の学級においてこそ「特別支援教育」を推進する必要性が高まっている。
- さらに、学校において、こうした理念に基づき実践を進めていくためには、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「社会モデル」の考え方の下、全ての教師が、環境整備の重要性を認識し、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが不可欠な状況となっている。国、教育委員会、大学及び学校等が、崇高な理念の下に一体となって改革に邁進していくことが、必要不可欠な方針である。

- 答申と同月、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(以下「報告」という。)」をまとめ、本報告の中では、特別支援教育を担う教師に求める資質能力や、養成・採用・研修等に関する今後の方向性が示され、具体的に取り組むべき内容については、別途検討することが必要とされた。
- こうした答申及び報告並びに現在進行中の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」における審議の基本的な方向性を踏まえ、本報告は、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議(以下「本検討会議」という。)」において出された意見や議論を基に、特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等に関して、今後、国、教育委員会、大学及び学校等において取り組むべき内容の方向性を示したものである。
- 上述のとおり、特別支援教育に関する知見や経験は、教育全体の質の向上に寄与することから、学校教育関係者のマインドを改革し、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが、学校教育を変えていくための鍵となるといえる。合わせて、特別支援教育に携わる教師の専門性を担保することも不可欠であり、本報告には、両観点のバランスを勘案した上で、教師のキャリアパスを中心とした具体的方向性をⅣ及びⅤに盛り込んでいる。
- 本報告の具体的方向性について法的な強制力はないものの、今後、国において、必要な調査等を実施して具体的方向性に対する実施状況をフォローアップするなどして実現を図ることを求めている。その実現は、現場の教育関係者のビジョンに基づく取組次第であり、各関係者におかれては、その具体化に向けてご尽力いただきたい。

II. 現状

特別支援教育に関わる教師を取り巻く環境や状況は、本章で述べるとおり大きく変化しており、障害のある子供の教育の充実や教師の専門性向上に向け、以下の現状を踏まえ、今後の対応を検討することが必要である。

(特別支援教育を巡る状況の変化)

- 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級又は特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加している。
- 関連制度の改正や各学校・教育委員会の取組により、特別な支援を必要とする障害のある子供の学びの場が充実するとともに、通級による指導や交流及び共同学習の充実等により、それぞれの学びの場が柔軟で連続性のあるものになりつつある。

(特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学の数)

- 令和3年度において、特別支援学校教諭免許状(1種免許状)のうち、視覚障害領域の教職課程を有する大学数は11大学(国立:10、公立:0、私立:1)、聴覚障害領域は19大学(国立:15、公立:0、私立:4)、知的障害領域は166大学(国立:52、公立:7、私立:107)、肢体不自由領域は161大学(国立:51、公立:7、私立:103)、病弱領域は156大学(国立48、公立:7、私立:101)となっており、特に視覚障害及び聴覚障害の領域において、必ずしも十分な教職課程が全国に分布していない。

(教職課程コアカリキュラム)

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提に、小学校教諭等の養成を目的とする教職課程においては、「教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)」(以下「基礎免許状コアカリキュラム」という。)が策定されるとともに、令和元年度入学生からは、発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害種等により特別の支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する特別支援教育の基礎的内容を、全ての学生が1単位以上修得することが義務付けられている。さらに上記とは別に、小学校又は中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施設等で介護等体験を行うことが義務付けられている。このように、特別支援学校の教師を目指す学生のみならず、小学校等の教師を目指す学生全てにおいて、特別支援教育に関する学びは重要なものとなっている。

- 現在、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは作成されていない。実際の大学現場では、教育職員免許法において定める法定単位数は満たしているものの、各領域に関連する授業科目の開設数の偏りや担当教員による教授内容の取り上げ方にばらつきがあることに伴い、カリキュラムの質の確保に関する課題が挙げられており、答申や報告においても、教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムを作成することが必要と提言されている。

(特別支援学校教諭免許状の保有率)

- 特別支援学校の教師は、小学校等教諭の基礎となる免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならないが、教育職員免許法附則第 15 項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭免許状を有しなくても特別支援学校の教師になれることとされている。
- 特別支援学校教諭免許状を取得するためには、大学等において、特別支援教育や障害種毎の特別支援教育領域の単位を修得する方法のほか、現職教師としての勤務年数等を加味し、修得単位数を軽減する方法もある。
- 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(平成 27 年 12 月)」においては、「…教育職員免許法附則第 16 項(※現行第 15 項)の廃止も見据え、平成 32 年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。」「小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される」と記載している。この平成 27 年の答申も踏まえ、これまで、国及び任命権者により取組が進められることで、免許状保有率は着実に向上してきたものの、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率は 86.5%に留まっている(令和 3 年度時点)。特に、視覚障害や聴覚障害の領域の免許状保有率が全体的に低い状況にある。なお、特別支援学級や通級による指導に特別の免許状は要しないが、特別支援学級の担当教師の特別支援学校教諭免許状の保有率は 31.1%である(令和 3 年度時点)。

(教員採用における工夫)

- 平成 30 年度時点では、19 の都道府県・指定都市教育委員会において、小学校又は中学校教師の採用選考で特別支援学校教諭免許状保有者への加点を行っているという結果であった。また、その他の取組例としては、特別支援学校の教師の採用選考にお

いて、複数の領域が定められた特別支援学校教諭免許状を有する者(取得見込の者)に加点をしたり、特別支援学校教諭免許状保有者を特別支援学校(学級)に優先的に採用したりするといった取組を実施する任命権者も見られる。

(校長の特別支援教育に関わる教職経験)

- 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.6%、中学校で75.4%である。一方、現在、82.3%の学校(小学校、中学校、義務教育学校を含む。令和2年度時点。)に特別支援学級が設置されている状況を踏まえると、多くの学校で特別支援学級等での教職経験のない校長が特別支援教育を含めた学校経営を行っていることとなる。

(特別支援学級担任の雇用形態等)

- 小・中学校の学級担任の雇用形態として、小学校の学級担任全体における臨時的任用教員の割合は11.49%であるのに対し、特別支援学級の臨時的任用教員の割合は23.69%、中学校の学級担任全体における臨時的任用教員の割合は9.27%であるのに対し、特別支援学級の臨時的任用教員の割合は23.95%である。また、小学校の臨時的任用教員の割合は11.06%、中学校は10.90%であるのに対し、特別支援学校は16.92%に上る。このように、特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的な視野に立って計画的に育成・配置されているとは言い難い現状にある。

(校長及び教師としての資質の向上に関する指標)

- 平成29年度以降、都道府県教育委員会等の任命権者では、文部科学大臣の定めた指針(公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)を参酌し、教師が経験等に応じて向上を図るべき資質に関する指標(以下「教員育成指標」という。)を定めるとともに、教員育成指標を踏まえた体系的な研修を計画・実施することとされている。
- 教員育成指標として特別支援教育に関する事項を明示している任命権者は少ないことが指摘されており、特別支援教育に関する知見が全ての校長及び教師に求められている状況が反映されていない。

(特別支援学校のセンター的機能)

- 特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき小学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされており、国立及び公立の特別支援学校において、センター的機能を主として担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は9割を超えている。

- 特別支援教育を巡る状況が日々の変化に伴い、特別支援学校のセンター的機能として、コーディネート機能を発揮し、特に幼児教育段階、高等学校段階における特別支援教育の推進や、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められている。
- 特別支援学校において、教師が全てに対応するのは限界があるため、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の外部専門家と連携を深めていくことも重要となっている。

（特別支援教育コーディネーター）

- 全ての学校における特別支援教育コーディネーターの指名等については、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通知）等で周知されている。この中で、その指名、位置付け及び役割について、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を『特別支援教育コーディネーター』に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。」と明記している。平成 30 年度における学校（国公私含む）における特別支援教育コーディネーターの指名率は、幼稚園で 61.9%、小学校で 99.2%、中学校で 95.2%、高等学校で 83.8%である。
- 特別支援教育に関わる社会情勢の変化や、特別支援教育コーディネーターの各学校における実績等も踏まえ、学校間や教育委員会との連絡調整等を担う特別支援教育コーディネーターの役割を改めて認識し、指名率の向上のみならず、教師の資質能力の向上に指導的な役割を果たせるよう質の確保にも努めていく必要がある。また、設置者を超えた学校間の引継ぎなど切れ目のない連携を促進する力も求められている。

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の役割・取組）

- （独）国立特別支援教育総合研究所（以下、「特総研」という。）は、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する実際的な研究を総合的にを行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としている。特に、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けて、主に以下の取組を進めている。

- ・ 特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状保有率が低い視覚障害領域及び聴覚障害領域について、教育職員免許法施行規則第 7 条の第 2 欄に掲げる科目の単位を修得できるよう、免許法認定通信教育を開設し、特別支援教育に携わる教員の免許状取得の促進を支援している(平成 28 年～令和 2 年度:延べ 5,235 名が単位を修得)。
- ・ 各都道府県等において特別支援教育の中核となる指導者の養成を目的とする特別支援教育専門研修を実施するほか、当該研修受講者のうち、希望する者に対して、教育職員免許法施行規則第 7 条の第 1 欄、第 2 欄及び第 3 欄に掲げる科目の一部又は全部の単位を修得できる免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭免許状の取得等に必要単位を授与している(平成 28 年度～令和 2 年度:延べ 1,004 名が単位を修得)。
- ・ 障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE 学びラボ(特別支援教育 e ラーニング)」を実施している。

Ⅲ. 主な課題

本検討会議におけるヒアリングや議論の過程で挙げられた主な課題は、以下のとおりである。

1. 特別支援教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

(養成関係)

- 特別支援学校教諭免許状について、その取得が可能な大学数は一定程度充実しているところであるが、前述のとおり各大学において、各領域に関連する授業科目の開設数の偏りや担当教員による内容の取り上げ方にばらつきがある。また、専門性を有する大学教員の確保が難しく、非常勤講師に依頼せざるを得ない状況も指摘されており、教職課程の質の向上が課題となっている。
- 前述の答申及び報告のとおり教員養成においては、学校での課題解決に向けた「現場の経験」を重視する学びが重要である。大学によっては1年次などの早期から校外実習に取り組む例もあり、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会における審議を踏まえた対応が求められる。
- 本検討会議においては、特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学において特別支援学校教諭を目指して教職課程を履修している学生以外の者(小学校等教諭免許状を履修する学生)に対しても、特別支援学校教諭免許状の取得に向けた単位修得等を促進することも重要であるとの意見もある。
- また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭免許状の取得に当たっては、令和元年度より、特別支援教育に関する科目を1単位以上修得しなければならないこととなったが、今後の免許状の取得者の状況を踏まえ、他の教職課程に係る課題と併せて、特別支援教育の内容の更なる充実を検討する必要がある。

(採用関係)

- 特別支援学校教諭を目指した履修を行っていない教職課程の学生の中にも、特別支援教育に関する学習やボランティア経験等を積んだ学生がいるため、そうした学びの履歴を可視化することで、採用時のインセンティブ又は採用後の継続的な学びに活用するような仕組みづくりも考えられる。

- 特別支援学校の教員採用について、各部に対応した基礎免許状に加え、中・高等部においては各教科の免許状の保有状況を踏まえた募集方法が工夫されているが、特に高等部の教師として必要な免許状を有する志願者の確保に困難を抱える教育委員会がある。

(管理職を中心とした学校内の特別支援教育体制の整備、キャリアパス、人事交流)

- 特別支援教育では、従前より、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応して、全ての子供たちの可能性を引き出す個に応じたきめ細かな学習が重視されてきた。学校関係者が、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を図っていく上で、各教師が特別支援教育に関する知識や経験を得ていくことは、通常の学級における児童・生徒理解や教育支援という観点からも非常に重要である。
- 小学校等の管理職で特別支援教育に関する経験を持つ者が少ない状況にあるが、学校全体で障害のある子供を含めた子供の学びの保障を行うため、また、教師の特別支援教育に関する専門性を向上させるためには、管理職自身の特別支援教育に関する理解と経験、リーダーシップが不可欠であり、養成・採用・研修の各段階でその資質能力を高める工夫が必要である。
- 一人一人の教師が、連続性のある多様な学びの場で、障害のある子供を含め、一人一人の子供と向き合っているが、今後、特別支援学校や特別支援学級のみならず、通常の学級に在籍する障害のある子供についても学びやすい環境を整えるため、これまでの特別支援教育に対する学びの成果を鍵として、教師あるいは学校全体で、より一層、意識を改革し、特別支援教育を担う教師を増やしていくこととともに、その教育の質を向上させていくことが重要である。
- 小学校等においては、特別支援学級に在籍する児童生徒の指導に担任以外の教師が関与していないという状況もある。通常の学級の担任の専門性を高めていく観点から、特別支援学級又は通級による指導と通常の学級の教師が相互に学び合う工夫や学校全体で特別支援教育に関する学びを支える仕組みが求められる。
- 特別支援学級や通級指導教室の増減に伴い、指導経験豊かな教師が人事異動により転出し、指導経験の少ない教師が配置される場合があり、人事交流による専門性向上など、特別支援教育を担当する教師の指導の質を確保する人事上の仕組みの在り方についても検討が必要である。
- 特別支援学級担任や通級による指導担当者は、特別支援教育コーディネーターの役割を担っている場合が多く、その運用や役割等については、各学校において様々な特色が見

られる。また、特別支援教育コーディネーターの資質能力は、これまで個人の力量や経験等に依拠した形となっている。各学校において特別支援教育コーディネーターが立場を問わず学校全体を見渡し、必要な役割が果たせるような校内体制の構築が求められる。

(特別支援教育を担う教師の研修)

- 小学校等の特別支援学級や通級による指導を担当する教師及び特別支援学校の教師は、全ての教師に共通して求められる基本的な知識技能を上回る専門性を身に付けられるよう、現職研修の効果的な充実に向けた組織的対応が必要である。
- 特別支援教育コーディネーター、特別支援教育担当の指導教諭や主幹教諭など、特別支援教育に関する高い指導力を有する者を地域や学校における特別支援教育のリーダーとして配置・育成していく必要がある。そのため、特別支援教育の経験のある教師の大幅な増加や、管理職の人材育成のためのマネジメント能力の向上、任命権者の人事施策と連動した取組の推進が不可欠である。
- 都道府県教育委員会等の任命権者において、初任者や中堅教師、管理職等の段階に応じた、特別支援教育に関する育成指標を作成するとともに、当該指標と研修内容の連動を図りつつ、人材育成や研修受講履歴の記録等を行っていくことが必要である。その中で、特総研の果たす役割は大きい。

(その他)

- 教育職員免許法附則第 15 項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭免許状を所持していなくても特別支援学校の教師になることを認めていることは、専門性を十分に確保する上で課題があるが、他方で、同項を直ちに廃止することは、特別支援教育に携わる幅広い人材の確保に影響を与え、人事交流等の停滞にも繋がり得るため、免許取得計画の作成等の工夫により当面の課題の解決を図る必要がある。

2. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの在り方について

- Ⅲの1.において示した教職課程の質の向上のために、全国の大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程に共通に求めるべき資質能力を示した「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を作成することが望まれる。
- 作成に当たっては、先行する基礎免許状コアカリキュラムとの関連を図るとともに、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムで求める資質能力として、答申及び報告を踏まえ、特別支援学校学習指導要領を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱

いや発達障害を位置付けることが求められている。その際、教職課程認定基準(平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定)との整合性を図ることが必要である。

- また、構成や目標設定等については、基礎免許状コアカリキュラムとの内容の系統性に留意するとともに、大学の課程の状況も踏まえつつ、第1欄から第4欄における内容の関連に留意して整理することが必要である。また、特別支援学校教諭免許状に定める障害の領域によらず、全国の当該免許状を取得する学生が共通に学修すべき基礎的な範囲については、特別支援学校学習指導要領(平成 29 年4月公示・平成 31 年2月公示)等を根拠に、必要最低限となるよう留意することが望ましい。

IV. 教師の専門性の向上のための具体的方向性

- 特別支援教育を担う教師の専門性を向上し、質の高い集団をつくり、それを支えていくために、養成・採用、教師の継続的な学びを支える研修・キャリアパス等について、関係者ごとに以下の方策を講じる。

1. 全ての教師

(全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応)

- 現在進行中の『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」における審議の基本的な方向性も踏まえつつ、文部科学大臣が定める教師の資質向上に関する指針等において、全ての教師に求められる基本的な資質能力として、特別支援教育を重要な柱として明確に位置付ける必要がある。
- その上で、小学校等において、通常の学級と、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の間で連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくことが必要である。
- 抜本的に特別支援教育の経験者を増やすためには、原則として全ての教師が比較的若い時期に特別支援教育を担当することが最も有効であり、今後特別支援教育の対象者の更なる増加が見込まれる状況を踏まえても必要性が認められる。
- すなわち、新規採用から長時間経過していない期間において、多くの教師が障害のある児童生徒の学びの特性を理解し、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わりながら、学習指導案を作成し、年間を通じて実際に指導に当たる機会を設けることが不可欠と考える。
- また、特別支援学級や特別支援学校、通級による指導の担当に配置されていない時期においても、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視したスタイルの学びが求められるようになっていることを踏まえ、学校における様々な機会や場を、教師の学びの場として位置付け活用していくなど、日常的に障害のある子供の支援に携わる機会等を充実させることが重要である。
- なお、特別支援教育の専門性を担保する観点から、特別支援教育を初めて担当する教師や、特別支援教育に携わる経験の浅い教師に対しては、校内・地域内で知見のある教師を中核とした支援体制の整備や研修の実施、参考となる手引の利用の推奨、特別支援

学校のセンター的機能による特別支援教育コーディネーターの派遣等を通じて、教育委員会や管理職により当該教師の学びを支えるための仕組みや環境を整えることが不可欠である。

〈具体的方向性〉

- ・ 校長は、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校との間で、交換授業や授業研究をするなどして、特別支援教育経験者を計画的に増やす体制の構築に努めること。
- ・ 任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね 10 年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から 10 年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。
- ・ 特別支援学級への担任配置にあたり、
 - 特別支援学級の担任が特別支援教育に携わった経験の浅い教師だけに偏った配置になってしまう場合
 - 教育職員免許法上の当該教科の免許状保有者数と学校全体の授業時数等との関係上、特別支援学級への配置が困難な場合
 - 特別支援学校教諭免許状保有者のみを特別支援学級担当として採用・配置している場合など、地域や学校種の状況により、全ての教師を特別支援学級の担任として配置することが難しい状況においては、機械的、かつ、一律に特別支援学級の担任として若手教師を配置するのではなく、校長の適切な人事マネジメントにより、特別支援学級において年間を通じて責任をもって特定の教科の授業を担当させることとするなど、必要な経験が得られるよう努めること。
- ・ 任命権者及び校長は、主幹教諭、指導教諭及び管理職のキャリアパスとして、特別支援学級担任、通級による指導の担当や特別支援教育コーディネーター等の特別支援教育に関する経験を組み込むよう配慮すること。
- ・ 任命権者及び校長は、採用時からキャリアに応じて、特別支援教育について当該教師の育ちと学びを関連付けて支える仕組みを構築し、積極的にキャリアに応じた研修を実施・推奨すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師

(採用、配置の在り方)

- 特別支援学級、通級による指導を担当する教師には、養成段階における実習等や、「現場の経験」を含む質の高い学びが重要である。特に採用後は、特別支援教育に関する専門性を向上させるとともに、配置された学級等の状況を踏まえ、単位修得や体験、教員育

成指標や研修受講履歴等を手がかりとして、管理職等が積極的な対話を行い、本人の特性や希望、将来のキャリアパスを見据えた人材育成を行うことが求められる。

- また、長期にわたり特別支援教育の中核として活躍する教師や、幅広く学校経営についても経験を積む教師等、職場で様々な職責ごとに役割を区分し、それぞれの特別支援教育に関するキャリアの段階とキャリアアップの要件を確認できるような人材育成計画を作成するなど、キャリアパスの複線化を図り、多様な人材を育成することも重要である。
- 高等学校においては、平成30年度に通級による指導の制度化が開始したところであり、特別支援教育に関する知識が十分でないため、高等学校において通級による指導を担う教師の育成も必要である。

〈具体的方向性〉

- ・ 教育委員会は、大学と連携し、大学における特別支援教育に関する単位の取得状況や、特別支援教育に関わる体験やボランティア、特別支援教育支援員等の経験について、採用選考において考慮(採用選考における加点等)すること。
- ・ 教育委員会及び校長は、特別支援学級の担任に対し、継続して、学校内外で当該教師の育ちと学びを関連付けて支える仕組みを構築すること。その際、特別支援学校教諭免許状の取得に向けた免許法認定講習等を学びの機会として活用すること。
- ・ 校長及び教育委員会は、特別支援学級や通級による指導におけるキャリアを積み、特別支援教育の中核として活躍する教師と、通常の学級も経験しながら全体的な学校経営の経験を積む教師とを計画的に育成する等の視点を持って人材育成を行うこと。
- ・ 教育委員会及び校長は、特別支援学級の担任と通級による指導を担当する教師にそれぞれ求められる資質能力を踏まえた上で、適切な研修を実施・推奨すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。

(人事交流の促進)

- 特別支援学級や通級による指導を担当する教師には、特別支援教育に対する高い専門性が求められるため、特別支援学校との人事交流等の工夫を通じて、主体的に学びを深めることができる環境づくりを進めていくことが重要である。

〈具体的方向性〉

- ・ 教育委員会が、小中学校等と特別支援学校の人事交流について、目的を明確化するとともに、それに応じて人事交流期間を柔軟に設定すること。また、人事交流期間中及び後の特別支援学校教諭免許状の取得を目指した計画の進捗状況を把握し支援するなど、目的の達成に向けた工夫を講ずること。

(小学校等における特別支援教育コーディネーターの充実)

- 小学校等における特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級の担任が主に担っている実態があるが、特定の教師に負担が偏ることなく、また、特別支援教育コーディネーターの役割が十分に発揮されるような人材の配置と、研修等の支援体制を構築することが必要である。
- また、特別支援教育コーディネーターには、地域で切れ目ない支援を充実するために、教育のみならず、他分野も含めた関係機関や外部専門家等との連携という重要な役割がある。校長は、こうした役割が発揮できるように校内体制を整備することが重要である。

〈具体的方向性〉

- ・ 全ての学校は、学校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から、校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること。
- ・ 校長は、特別支援教育コーディネーターには、特定の学級だけでなく、学校全体を見渡し、外部の関係機関とも円滑に調整・連携を行うことができる立場又は資質能力を有する教師を充てること。
- ・ 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを経験した者であって人事交流により小学校等に勤務している者等による校内研修の実施や、特別支援教育コーディネーターの複数指名などにより、チーム体制が組織的に機能するよう努めながら、各教師の専門性向上や学校内体制の充実を図ること。
- ・ 教育委員会においては、特別支援教育コーディネーターの専門性向上のため、インターネットによる講義配信等を含めた研修の実施を積極的に進めるなど受講機会の促進に努めること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。
- ・ 国は、各学校における指名の状況を踏まえつつ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

3. 特別支援学校の教師

(特別支援学校の教師の免許状保有率の向上)

- 教育職員免許法附則第 15 項の将来的な解消を見据えつつ、国、教育委員会及び特別支援学校において、特別支援学校の教師の特別支援学校教諭免許状の保有率 100%を目指して引き続き取組を進めるとともに、柔軟な人事交流により幅広い人材育成が可能となるよう対応の方向性を明確化することが必要である。

〈具体的方向性〉

- ・ 各特別支援学校の設置者は、必要な領域を定めた特別支援学校教諭免許状を有しない教師を特別支援学校に配置しようとする場合においては、原則、
 - ① 当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校であるとともに、
 - ② 配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者に限ること。
- ・ 国は、教育委員会における特別支援学校教諭免許状取得に向けた優れた取組(免許取得計画の作成や単位修得状況の把握等)を展開すること。

(人事交流の促進)

- 特別支援学校における幅広い勤務経験に加え、様々な教育現場を経験することにより、各教科等における指導力の向上等、教師としての資質能力の幅を広げるため、小中学校等への人事交流を通じて、一人一人の教師が主体的に学ぶことができる環境づくりを進めていくことが重要である。

〈具体的方向性：[P15 の〈具体的方向性〉の再掲]〉

- ・ 教育委員会が、小中学校等と特別支援学校の人事交流について、目的を明確化するとともに、それに応じて人事交流期間を柔軟に設定すること。また、人事交流期間中及び後の特別支援学校教諭免許状の取得を目指した計画の進捗状況を把握し支援するなど、目的の達成に向けた工夫を講ずること。

(特別支援学校におけるセンター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実)

- 特別支援学校は、学校教育法第 74 条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担っており、地域によっては、域内の教育資源の組み合わせの中でコーディネーター機能を発揮し、指導・支援機能を拡充するなどの取組も推進されるなど、その運用や役割等について様々な特色が見ら

れる。

- その本来の役割を果たすため、適任者を充てるとともに、研修等で支援することにより充実を図ることが求められる。

〈具体的方向性〉

- ・ 特別支援学校の校長及び特別支援教育コーディネーターは、地域の状況やニーズを踏まえ、積極的にセンター的機能を果たすことができるよう、日常的な状況把握や支援の充実を図ること。
- ・ 各設置者及び校長は、センター的機能を効果的に発揮することができるよう、小中学校等における状況を理解し、外部専門家や関係機関とも連携しつつ、効果的な支援ができる者を配置すること。
- ・ 各設置者及び学校は、特別支援教育コーディネーターに対する効果的な研修を実施すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。
- ・ 国は、小学校等における特別支援教育コーディネーターの状況も踏まえ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

V. 各関係者に求められる具体的方向性

本章においては、IVに掲げた具体的方向性のほか、各関係者において取り組むべき方向性を示したものである。

1. 管理職

(学校全体による支援体制の構築、対話や研修の奨励)

- 全ての学校において、管理職は、特別支援教育を学校運営の柱の一つとして据え、自ら専門性を高めるとともに、特別支援教育をリードしていかなければならない。
- 具体的には、管理職は、特別支援教育に関する教員育成指標や、研修受講履歴等を手がかりとして、教師本人と積極的な対話を行うとともに、キャリアアップの段階を適切に踏まえるなどしながら、教師本人のモチベーションとなるような形で、適切な研修の奨励や人事交流等を推進することが重要である。また、学びの契機と機会を確実に提供するとともに、学校外の資源も活用しながら、学校全体で特別支援教育の支援体制を構築していくことが重要である。
- その際、教師一人一人が、その後のキャリアパスに対する不安を感じることなく、特別支援教育に関する新たな学びに参加しやすくなるような環境整備、業務の調整等を、教師の成長に責任を有する管理職が積極的に講じるとともに、協働的な職場づくりを構築することが求められる。

〈具体的方向性〉

- ・ 管理職(特に校長)は、学校全体の課題として特別支援教育が取り込まれるよう、学校教育目標や目指す教師像など学校経営方針や学校経営計画において特別支援教育に関する目標を適切に設定するとともに、各学校が行う学校評価の中核となる評価項目・指標としても必ず盛り込むこと。
- ・ 校長は、各教師に適切な経験が得られ、納得感を持って特別支援教育に前向きに取り組まれるよう、各教師との積極的な対話を図ること。

2. 教育委員会

(特別支援教育の教員育成指標への位置付けの明確化、教員育成指標に基づく研修の充実)

- 都道府県教育委員会等の任命権者は、特別支援教育に係る専門性を教員育成指標により明確に位置付ける必要がある。

- また、任命権者において、教員育成指標と関連付けながら、体系的・計画的な研修を実施することも求められる。

〈具体的方向性〉

- ・ 任命権者は、教員育成指標に、連続した多様な学びの場を想定した特別支援教育に関する指標を設定し、当該指標を踏まえた教員研修計画に基づき、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等を含む研修において、特別支援教育に関する内容を充実させること。
- ・ 任命権者は、教職大学院等の大学と連携し、教師が教職大学院を利用しやすい仕組みを整えるなどして研修を充実させること。
- ・ 任命権者は、管理職の教員育成指標に、特別支援教育の制度等に関する理解のほか、特別支援教育の側面からのマネジメント能力が発揮できるよう設定し、そのための管理職研修の内容を充実させること。
- ・ 任命権者は、管理職の特別支援教育に関する知見や経験を蓄積するため、各管理職の特別支援教育(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校等)に関する経験を聴取し、その後の管理職養成や、研修の企画立案等に活用すること。

(特別支援教育に関する高い専門性を有する人材の育成・キャリアパスの構築)

- 教育委員会や管理職等は、特別支援学級の担任、通級による指導の担当、特別支援学校の教師、特別支援教育コーディネーター等としての経験など特別支援教育に関する高い専門性を有する熱意のある教師の更なる活躍の場を創出することで、教師本人のキャリアパスのほか、組織や地域全体の特別支援教育の振興を見据えた職域の開発を工夫していく必要がある。

〈具体的方向性〉

- ・ 教育委員会は、特別支援教育に関する資質能力の高いミドルリーダーの育成や、特別支援教育の経験が豊富な教師の配置(例:特別支援教育に特化した主幹教諭や指導教諭)など、小中学校等における特別支援教育担当の指導主事候補者の育成も見据え、特別支援教育に秀でた者のキャリアパスを構築すること。

(特別支援教育に関する専門性が評価される仕組みの構築)

- 任命権者が作成した教員育成指標などと関連付けながら、教師が、学んだ学習コンテンツの種類や学びを通じて得た気づきなど多角的な情報を、教師自らの振り返りや、任命権者や管理職等との関係で活用できるようになることで、教師が「現在の姿」や「将来の姿」を

より高い頻度で適切に設定し、必要な学びを選び取るとともに、キャリアパスを具体的に構想していくことが必要である。

- 特別支援教育に関する専門性の高い教師が、最終的な政策決定に携わる状況が必ずしも多くない中、任命権者は、学校現場や教育行政組織におけるキャリアパスの明確化を図ることが重要である。

〈具体的方向性〉

- ・ 任命権者は、管理職選考に当たって、特別支援教育の経験(特別支援学級、通級による指導、特別支援学校、特別支援教育コーディネーター等)も含めて総合的に考慮することとし、人事計画の中で適時・適切に経験する機会を提供すること。
- ・ 教育委員会は、教師経験者を教育委員会の幹部として任用する際、特別支援教育の経験が生かされるよう考慮すること。
- ・ 任命権者は大学と連携し、大学の養成課程又は採用後の免許法認定講習において、特別支援学校教諭免許状の取得に必要な単位の一部の履修や習得した単位の情報、研修受講(特総研による「学びラボ」等)の履歴を活用する仕組みを構築し、継続的な研修の推奨、キャリアパスや配置に反映できる仕組みを普及すること。

3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学のうち、視覚障害領域や聴覚障害領域に係る特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学は他障害種を有する大学より少なく、当該免許状の保有率の改善の観点からも、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学が、大学間連携による双方の強み・特色を活かした教員養成機能の強化を図るなどの取組が期待される。
- 大学では、教員養成のビジョンを持ち、他大学や関係機関とも連携し、計画的に特別支援教育領域における教員養成を進めていくことが必要である。

〈具体的方向性〉

- ・ 大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進することが望ましいこと。具体的には、例えば、単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。

（教育委員会との連携による実践力の養成）

- 教育委員会や学校現場においては、教職課程において、学校現場の実践や状況を踏まえた基本的知識等を学生が獲得することが求められていることを踏まえ、大学には、教育委員会と密に連携しつつ、以下の取組を行うことが求められる。

〈具体的方向性〉

- ・ 大学は、地域の教育委員会と連携しつつ、特別支援学校教諭免許状等の教職課程において、特別支援学校の学校経営・運営の具現化に携わってきた指導主事、特別支援教育コーディネーター、学校長等の経験者の実務家教員のうち業績のある者を大学教員として積極的に登用し、学校現場のニーズに即した具体的な指導の充実を推進すること。
- ・ 大学は、実務家教員の任用に当たっては、教育委員会との協定等により現職教員等の人事交流等を行うことも検討すること。
- ・ 大学は、特別支援学校教諭免許状や小学校等免許状の教職課程における教育実習においては、指導教員が学生を適切に指導することをはじめ、実習校と密に連携して運営を行うこと。
- ・ 大学は、教職大学院における現職教員を対象とした課程において特別支援教育を位置付け、教育委員会や学校のニーズも踏まえつつ、全ての対象者が実践的な特別支援教育に関する知識を得られるようにすること。

（小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保）

- 令和の日本型学校教育を担う教師においては、いずれの免許状を有する教師であろうと、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、連続性のある多様な学びの場において、特別な支援を必要とする、又は特別の教育的ニーズのある幼児、児童又は生徒を指導することを前提に、全教師に共通に求められる特別支援教育の基本的な知識技能を習得する必要がある。また、小学校等において実際に特別支援学級や通級による指導を担当する教師は、こうした基礎的なレベルに留まらず、特別支援教育に関する専門性を必ず身に付けておくことが求められる。このような状況に鑑みれば、まず大学における養成段階

において、以下の取組を進める必要がある。

〈具体的方向性〉

- ・ 大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の修得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。
- ・ 教育委員会や大学においては、特別支援教育に関わる魅力の発見や動機付けのための方策として、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」の検討を踏まえ、下記に取り組むこと。
 - 小学校等教諭免許状の教職課程における教育実習時に、特別支援学校や特別支援学級での実施も可能であることを踏まえ実習計画を検討すること
 - 小学校等教諭免許状の教職課程とは別に実施する介護等体験の実習先として特別支援学校のほか、特別支援学級等での実習を積極的に行うことなどを推進すること。
- ・ 国、教育委員会及び大学においては、大学の教職課程の内外を通じ、学生段階から特別支援教育に関する資質能力を向上するための先進的な科目設定やカリキュラムを促進するとともに、優れた取組事例の収集と好事例等の周知を行うこと。

4. (独)国立特別支援教育総合研究所

(教師の学びを支える学習コンテンツの体系化や内容の充実)

- 特総研には、免許法認定通信教育の開設や専門的な研修の実施、インターネットによる講義配信等を通じて、教師の専門性向上に貢献することが引き続き求められている。
- 特に、オンラインでの学びが定着しつつある中、特総研がこれまで開発・提供してきた「NISE 学びラボ(特別支援教育 e ラーニング)」やその他の学習コンテンツについて、教師等が主体的に活用しやすい仕組みの構築やコンテンツの充実が求められている。

〈具体的方向性〉

- ・ 国や教育委員会、教育センターと協力し、教員育成指標の内容等と特総研が開発している学習コンテンツの関連付けを整理し、それに沿って質の高い学習コンテンツを継続的・計画的に作成・提供すること。また、自己の専門性の状況を確認できるツール

の開発について検討を進めること。

- ・ 特総研における「NISE 学びラボ(特別支援教育 e ラーニング)」や各種研修等の動画コンテンツ、研修テキスト等を教育委員会や学校、教師が研修の目的に応じて活用しやすいよう整理し一元的な提供を行うこととともに、活用事例を含めた研修の手引きを作成すること。
- ・ 特別支援教育に関する専門性は全ての教師に必要なものであり、学習コンテンツの提供等に当たっては、全国的な教員研修の実施を担う(独)教職員支援機構と密接に連携すること。
- ・ 免許法認定通信教育について、都道府県教育委員会等と連携し、受講者の利便性を考慮した運営の工夫や科目・単位の拡充に向けた検討を行うこと。
- ・ 特別支援教育に携わる教師が授業で活用できる教材・支援機器等について情報を収集し、情報発信を行うこと。

VI. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

- 教職課程の質の保証や教師の資質能力の向上のためには、教師を養成する大学、教師を採用・研修する教育委員会や学校法人、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が、本コアカリキュラムの作成の背景や目的に対する認識を共有して具体的な取組を進めていく必要がある。
- 今後、本コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に周知し、活用され、特別支援学校教諭免許状の教職課程の質保証や特別支援教育を担う教師としての資質能力の向上、ひいては我が国の全ての学校における特別支援教育の質の向上に寄与することを期待するものである。

〈具体的方向性〉

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしなが、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】

- ・ 各大学において、特別支援学校教諭免許状の教職課程を編成する際には、本コアカリキュラムの内容や教員育成指標を踏まえるとともに、大学や担当教員による特色を出しつつ、体系性をもった教職課程になるように留意すること。その際、例えば、第3欄の中心的な領域である重複障害や発達障害に関しては、教育課程編成上、第2欄との関連を十分踏まえて行うことが必要であること。
- ・ 特別支援学校教諭免許状の教職課程の担当教員一人一人が担当科目の授業計画を立てるに当たっては、本コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう設計・実施すること。
- ・ 担当教員は、学生に知識技能の修得だけではなく、学生が教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていけるよう、理論と「現場の経験」を含む実践的な学びとの往還を意識し、学生との対話や振り返りなどの機会の確保に努めること。

【任命権者】

- ・ 教員養成を担う全国の大学で本コアカリキュラムの内容を反映させた教育が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教師採用選考や免許法認定講習の実施や教員育成指標の検討を行うこと。

【国】

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解されるよう、分かりやすい周知の工夫に努めること。
- ・ 本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

VII. 今後の検討スケジュールについて

(特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムについて)

- 本報告に添付する特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム(案)については、「特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における報告を受け、令和4年4月以降の本検討会議において必要な議論を行い、大学等の事務負担も考慮しつつ、以下のスケジュールで施行する。

- ・令和4年7月頃まで : コアカリキュラム策定・周知
- ・令和4年7月以降 : 大学の教職課程の点検・見直し(再課程認定を伴わない)、大学からの科目の変更届
- ・令和5年4月、又は令和6年4月:コアカリキュラムに基づく教職課程開始

(特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム以外について)

- 各関係者においては、今回、本報告で示された方向性に沿って、速やかに検討・対応に着手し、令和6年度には実現できるよう取り組むものとする。

Ⅷ. おわりに

- 本検討会議においては、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」（令和3年1月）の報告を受けて、特別支援教育の充実に向け、特別支援学級や通級による指導を担当する教師、特別支援学校の教師の資質向上について検討を行った。
- このため、小学校等の通常の学級における教育上特別の支援を必要とする児童生徒の関係についての言及が必ずしも多くないが、過去の調査においても分かるとおり、発達障害があるとみられる児童生徒は各学級に存在しうるとともに、8割以上の学校に設置されている特別支援学級や、障害のある児童生徒の交流及び共同学習のことを考慮に入れば、特別支援教育は特定の教師のみに負わせられる課題ではもはやなく、全ての学校関係者が教育の一つの大きな柱として正面から受け止めるべきものである。
- 一方で、全ての教育資源を特別支援教育にのみ重点的に振り向けられるほど現在の学校を取り巻く環境が単純でないこともまた事実である。本報告は、そのような現状を踏まえ、現実的に可能である範囲で、関係者が今後取り組むべき方向性を示したものである。
- 本報告の重要なメッセージの一つは、「令和の日本型学校教育」を支えている柱の一つとして、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進があり、それを実現していくためには、全ての教師が、特別支援教育の学びはなくてはならないものとして自覚しながら、心おきなく主体的に研修に打ち込み、身につけた専門性を遺憾無く発揮し評価されるような姿の実現を目指すことが必須ということである。
- また、特別支援教育では、従前より、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応して、全ての子供たちの可能性を引き出し、持てる力を最大限度まで高めるための個別最適な学びと、協働的な学びが実現されるよう、個に応じたきめ細かな学習の工夫を実施してきた。このような観点からも、引き続き、障害のある子供たち一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえたより効果的な教育活動を構想できるようにすることが重要である。そのためには、教師の学びが画一的なものとならず、特別支援教育の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びの多様性を重視することが、キャリアアップの段階を踏まえた教師の学びの姿を構想する上で鍵となるということも重要なメッセージである。
- こうした姿を実現するためにも、学生は大学の教員と、教師は管理職と、管理職は教育委員会との積極的な「対話」を踏まえながら、特別支援教育の専門性の高まりやその変化を前向きに受け止めつつ、特別支援教育に対する学びが、自らの専門性を高めていく営み

であると自覚し、誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができるようにすべきである。その際、教師等の学びを支える教育委員会や管理職(特に校長)のリーダーシップとマネジメント能力が問われるということを十分念頭に置く必要がある。

- 文部科学省においては、本報告に示す具体的方向性を踏まえ、その進捗状況の把握や、フォローアップを行っていく必要がある。その際、今後必要な調査等を実施して具体的方向性に対する実施状況等をフォローアップすることも含めて、報告内容の実現を確保することにも期待している。また、関係者への丁寧な説明や、研修コンテンツの開発や好事例の情報発信等に努めるとともに、学校における特別支援教育を担う教師、特別支援教育コーディネーター、外部専門家の活用等及び大学における教職課程の運営等の環境整備に必要な財源の確保が不可欠であることも強く認識してほしい。
- 各大学においては、教職課程を編成する際、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの内容や教員育成指標を踏まえるとともに、大学や担当教師による特色を出しつつ、体系性をもった教職課程になるように尽力していただきたい。
- 教育委員会や学校法人等においては、教師養成を担う全国の大学で教職課程コアカリキュラムの内容を反映させた教育が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教師採用選考の実施や教員育成指標の検討、現職教師の強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の養成の在り方等の人材育成・キャリアパスの仕組みの構築の具体化を図っていただきたい。
- 学校においては、管理職がキーパーソンである。現場を預かる立場から、教師一人一人の特別支援教育に対する学びの成果を学校全体の教育力の向上に繋げていくこと、加えて、個々の教師が次の学びに取り組むことができるよう組織として環境整備を行うことなど、教職員組織自体が学びの成果を鍵として、よりその質を向上させていく取組が期待される。
- 本検討会議では、特別な支援を必要とする子供たちが様々な学びの場でその可能性を發揮できるための教師の在り方を常に念頭に置き議論を重ねてきた。本報告が特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムとともに活用され、特別支援教育の更なる進展に寄与することを願う。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議の開催について

令和3年10月21日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。

令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、全ての教師に特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等を求めるとともに、特別支援学級・通級による指導を担当する教師には小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。併せて、概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要とされている。

これらのことを踏まえ、特別支援教育を担う教師の養成の在り方等について検討を行うため検討会議を設置する。

2. 検討事項

- (1)特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2)特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方
- (3)その他関連事項

3. 実施方法

- (1)別紙の構成員において、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2)必要に応じて、ワーキンググループを設置して専門的な検討を行うことができるものとする。
- (3)必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができるものとする。

4. 期間

令和3年10月25日から令和4年3月31日までとし、その後については必要に応じ延長することとする。

5. その他

- (1)この会議に関する庶務は、総合教育政策局教育人材政策課の協力を得て初等中等教育局特別支援教育課において行う。
- (2)その他会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 名簿

- 安藤 隆男 筑波大学名誉教授
- 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
- ◎ 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
- 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、江東区立豊洲北小学校統括校長
- 木船 憲幸 九州産業大学教授
- 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
- 田中 良広 帝京平成大学教授
- 瀨田 豊彦 東京学芸大学副学長
- 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
- 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
- 森 由利子 滋賀県教育次長

(計11名、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

- 宍戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長

(計1名、敬称略)

- ◎：座長、○：副座長
※ 所属・役職は就任時
※ 50音順

1. 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)
2. 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況
3. 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移
4. 特別支援学級の児童生徒数・学級数
5. 通級による指導を受けている児童生徒数の推移
6. 通常学級の教員の専門性の向上（教員養成課程における対応）
7. 普通免許状の取得にあたって修得を要する単位
8. 特別支援学校教諭免許状の概要
9. 特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学一覧（令和2年4月時点）
10. 特別支援学校教諭免許状（一種免許状）のうち、視覚障害領域・聴覚障害領域の認定課程を有する教職課程大学数（令和3年度）
12. 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて
13. 特別支援学校教諭免許状の保有状況（都道府県別）
14. 特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成23年度)		(令和3年度)
1,054万人	0.9倍	961万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人	1.9倍	53.9万人
<u>2.3%</u>		<u>5.6%</u>

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人	1.2倍	8.0万人
<u>0.6%</u>		<u>0.8%</u>

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人	2.1倍	32.6万人
<u>1.5%</u>		<u>3.4%</u>

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人	2.0倍	13.3万人
<u>0.6%</u>		<u>1.4%</u>

※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

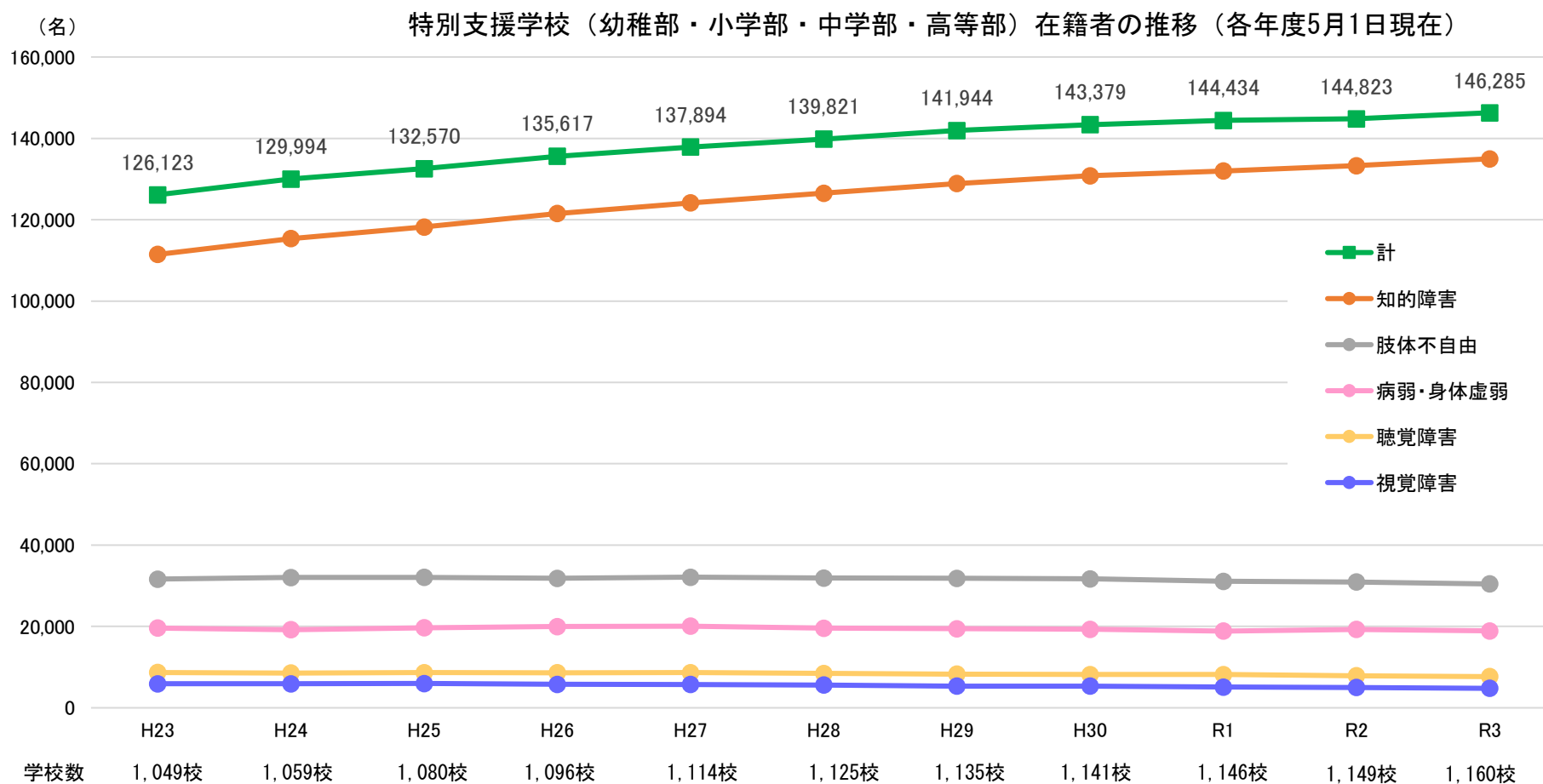
特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の 0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 義務教育段階の全児童生徒の 3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) 義務教育段階の全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：**6.5%程度**の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない点に留意。）

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

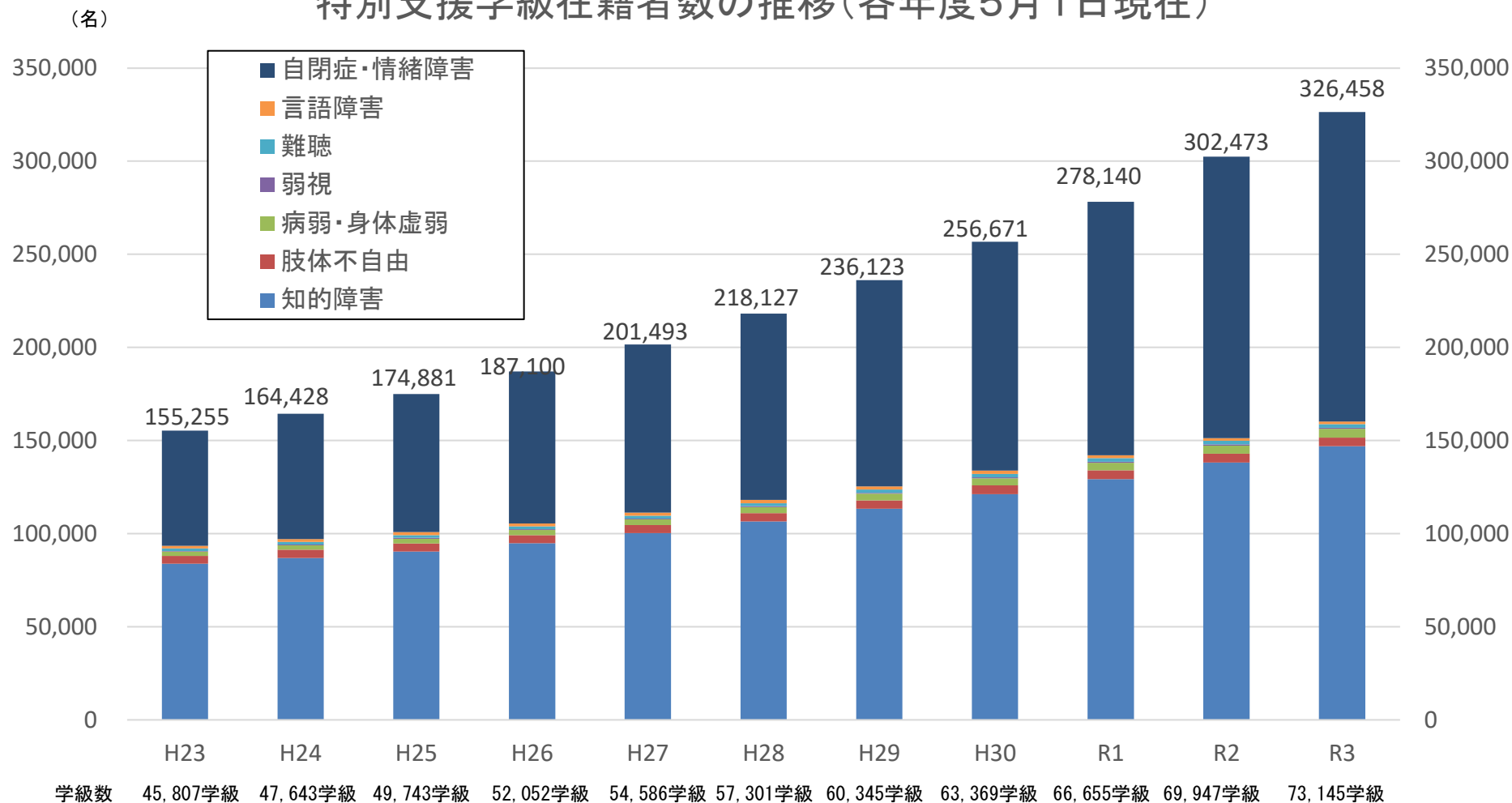
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,281
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

（出典）学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移(各年度5月1日現在)



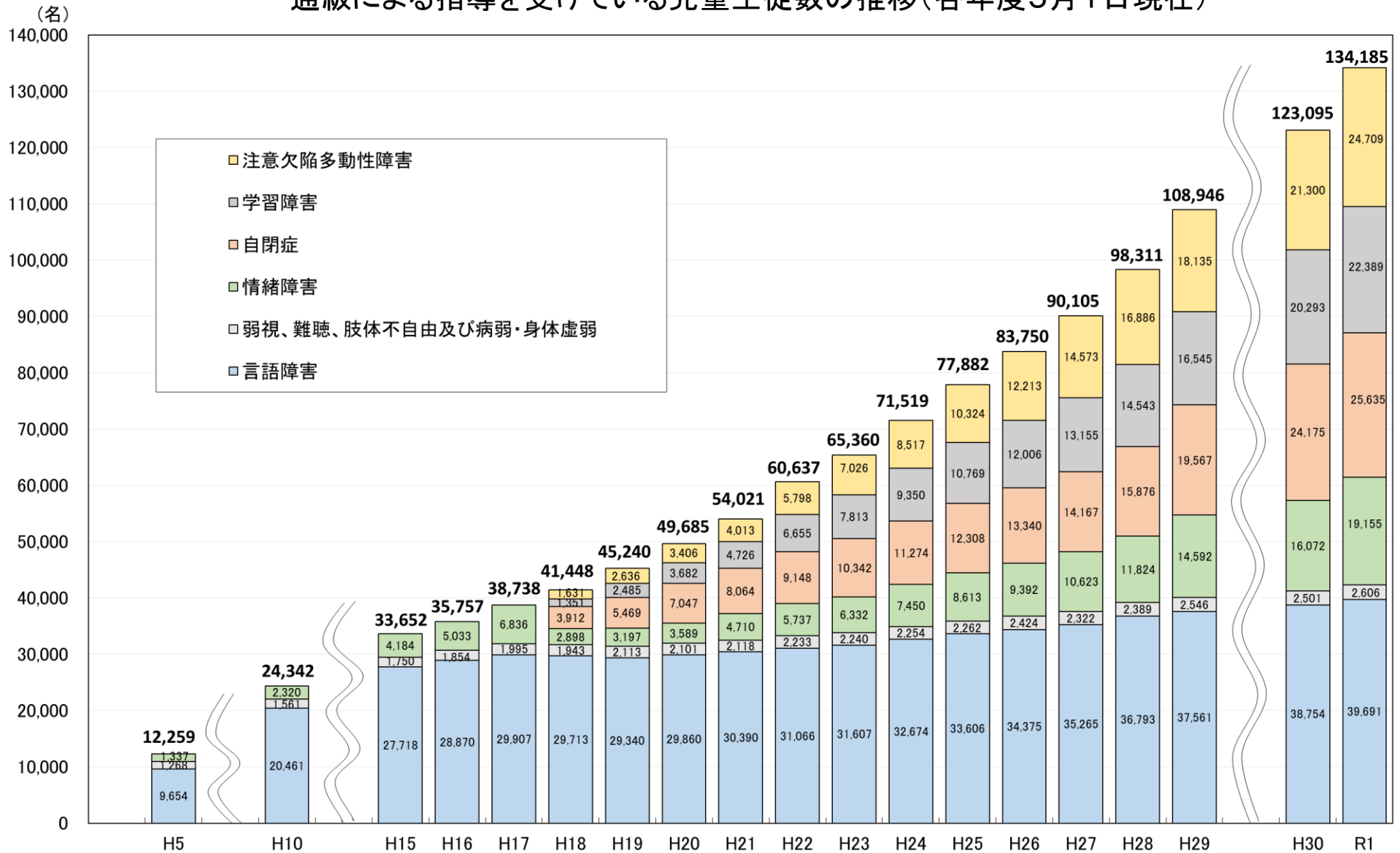
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

（平成27年12月中央教育審議会答申）

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

（4）新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～ 新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修

教職課程コアカリキュラム（H29）…教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

抜粋

全体目標	通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の 学習上又は生活上の困難を理解 し、個別の教育的ニーズに対して、 他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解 する。
------	---

（1）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の 障害の特性及び心身の発達を理解 する。
到達目標	1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 3) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

（2）特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法（略）

（3）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援（略）

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
教職部分	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合は6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

【教職課程】 大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		一種・専修免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	
計			26	16	

【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	一種免許状	二種免許状	専修免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教諭としての勤務年数	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む	3年
必要習得単位数	6	6	15

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学一覧（令和2年4月時点）

※（ ）内は専攻・学科数

1. 専修免許状（大学院修士課程卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	10 (10)	0	0	10 (10)
聴覚障害	10 (14)	0	1 (1)	11 (15)
知的障害	50 (61)	0	11 (11)	61 (72)
肢体不自由	47 (57)	0	10 (10)	57 (67)
病弱	46 (56)	0	10 (10)	56 (66)
計	163 (195)	0	32 (32)	195 (227)

2. 一種免許状（大学卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	10 (16)	0	1 (1)	11 (17)
聴覚障害	16 (28)	0	4 (5)	20 (33)
知的障害	52 (78)	7 (8)	103 (111)	162 (197)
肢体不自由	51 (76)	7 (8)	99 (107)	157 (191)
病弱	48 (73)	7 (8)	97 (104)	152 (185)
計	177 (271)	21 (24)	304 (327)	502 (623)

3. 二種免許状（短期大学卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0
知的障害	0	0	2 (2)	2 (2)
肢体不自由	0	0	2 (2)	2 (2)
病弱	0	0	2 (2)	2 (2)
計	0	0	6 (6)	6 (6)

4. 通信課程（一種免許状） ※二種免許状は該当なし

	国立	公立	私立	計
視覚障害	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0
知的障害	0	0	6 (6)	6 (6)
肢体不自由	0	0	5 (5)	5 (5)
病弱	0	0	5 (5)	5 (5)
計	0	0	16 (16)	16 (16)

特別支援学校教諭免許状（一種免許状）のうち、 視覚障害領域・聴覚障害領域の認定課程を有する教職課程大学数（令和2年度）

視覚障害領域

11大学（国立：10、私立：1）

- ・宮城教育大学
- ・筑波大学
- ・宇都宮大学
- ・群馬大学
- ・帝京平成大学
- ・上越教育大学
- ・愛知教育大学
- ・大阪教育大学
- ・兵庫教育大学
- ・広島大学
- ・福岡教育大学

聴覚障害領域

20大学（国立：16大学、私立：4大学）

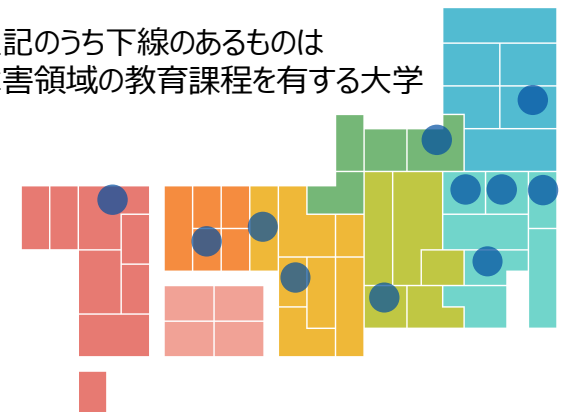
- ・宮城教育大学
- ・東北福祉大学
- ・筑波大学
- ・宇都宮大学
- ・群馬大学
- ・東京学芸大学
- ・帝京平成大学
- ・日本社会事業大学
- ・横浜国立大学
- ・上越教育大学
- ・金沢大学
- ・岐阜大学
- ・愛知教育大学
- ・京都大学
- ・大阪教育大学
- ・兵庫教育大学
- ・広島大学
- ・愛媛大学
- ・川崎医療福祉大学
- ・福岡教育大学

（参考）都宮大学・群馬大学共同教育学部（令和2年度設置）

宇都宮大学と群馬大学が共同で教育学部を設置し、両方の大学で5領域（知的障害者・肢体不自由者・病弱者・聴覚障害者・視覚障害者）の免許取得が可能となった。

（従来は、宇都宮大学では聴覚障害者・視覚障害者、群馬大学では視覚障害者の領域が設置されていなかった）。

※上記のうち下線のあるものは
5障害領域の教育課程を有する大学

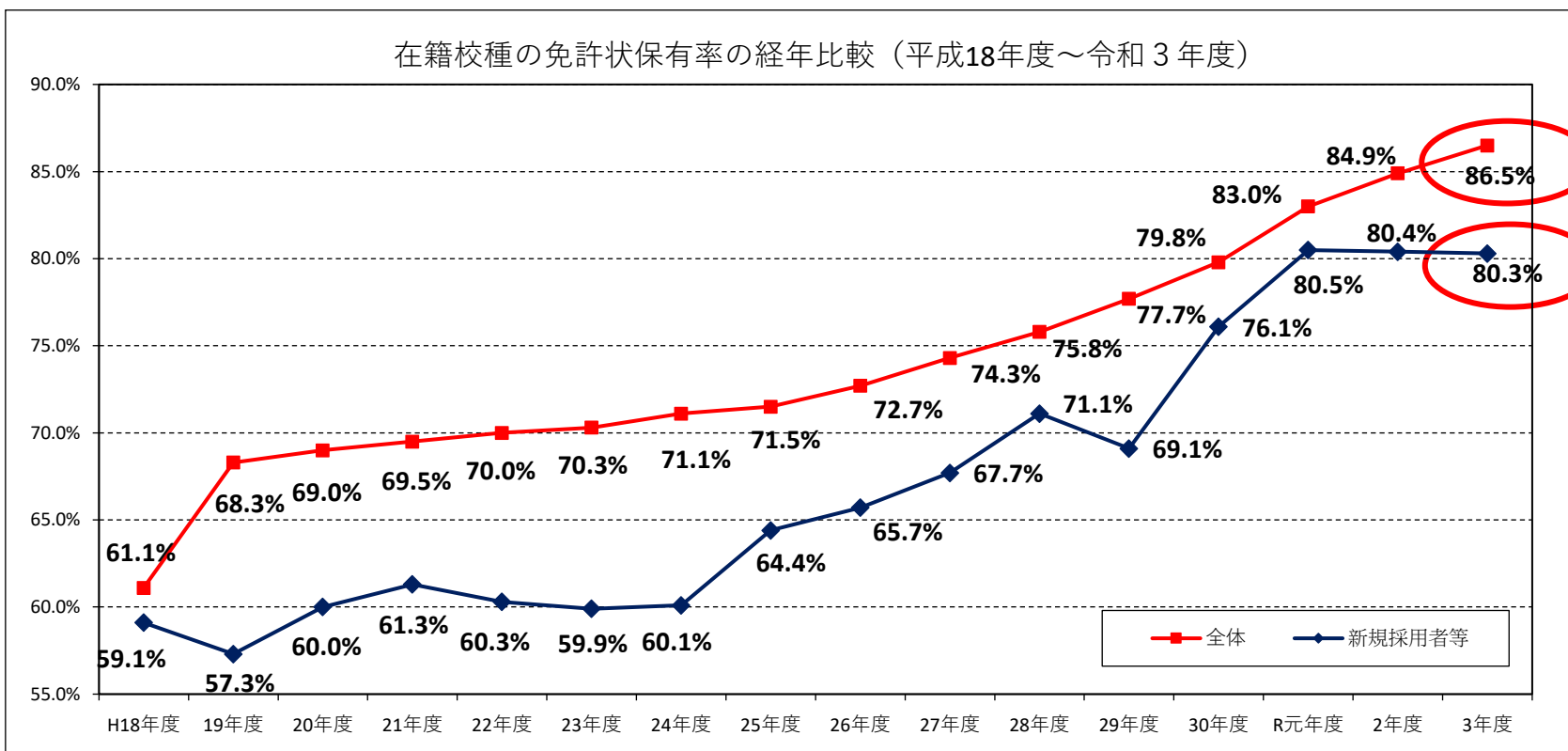


特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:86.5%(令和3年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

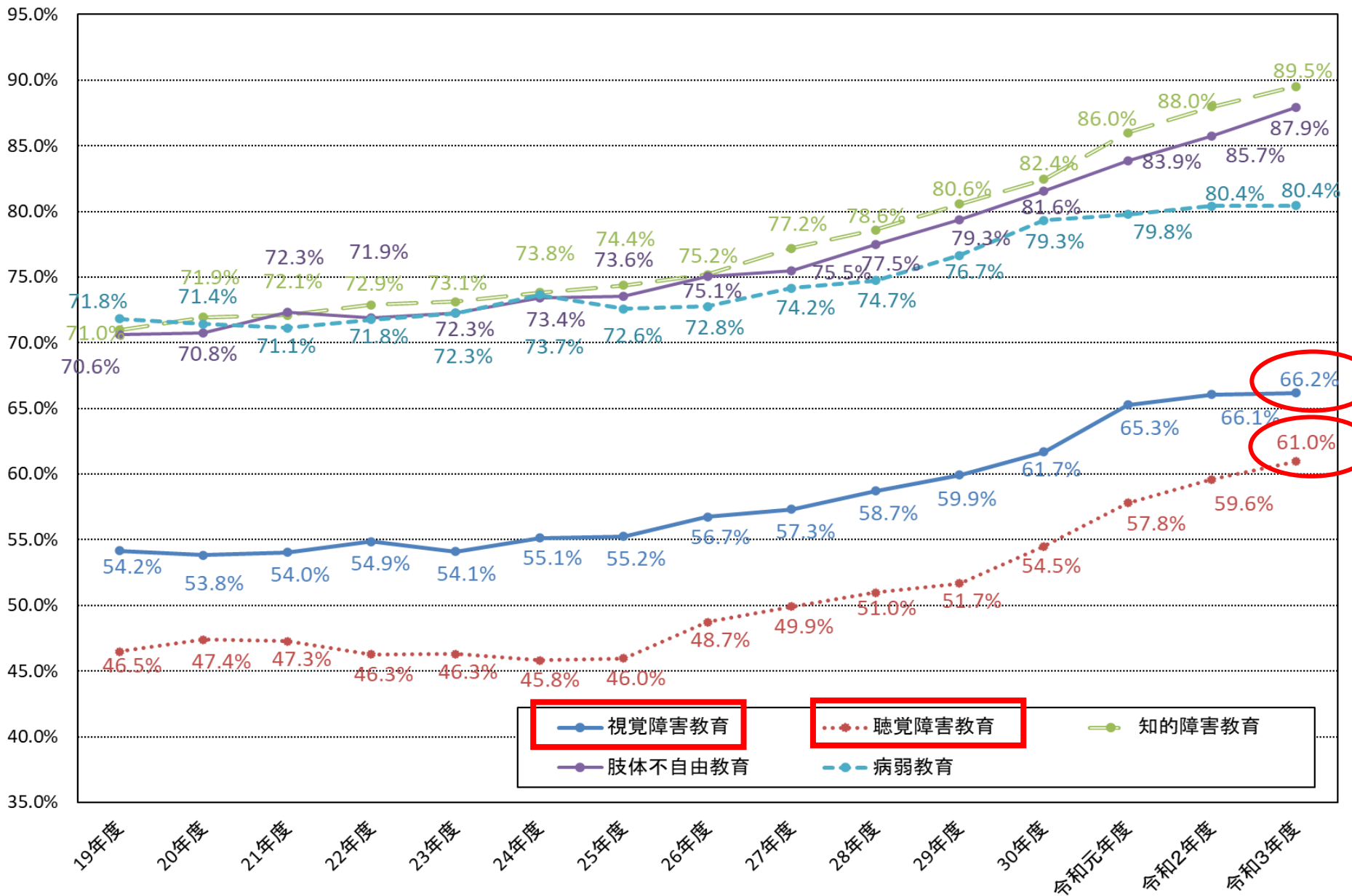
- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

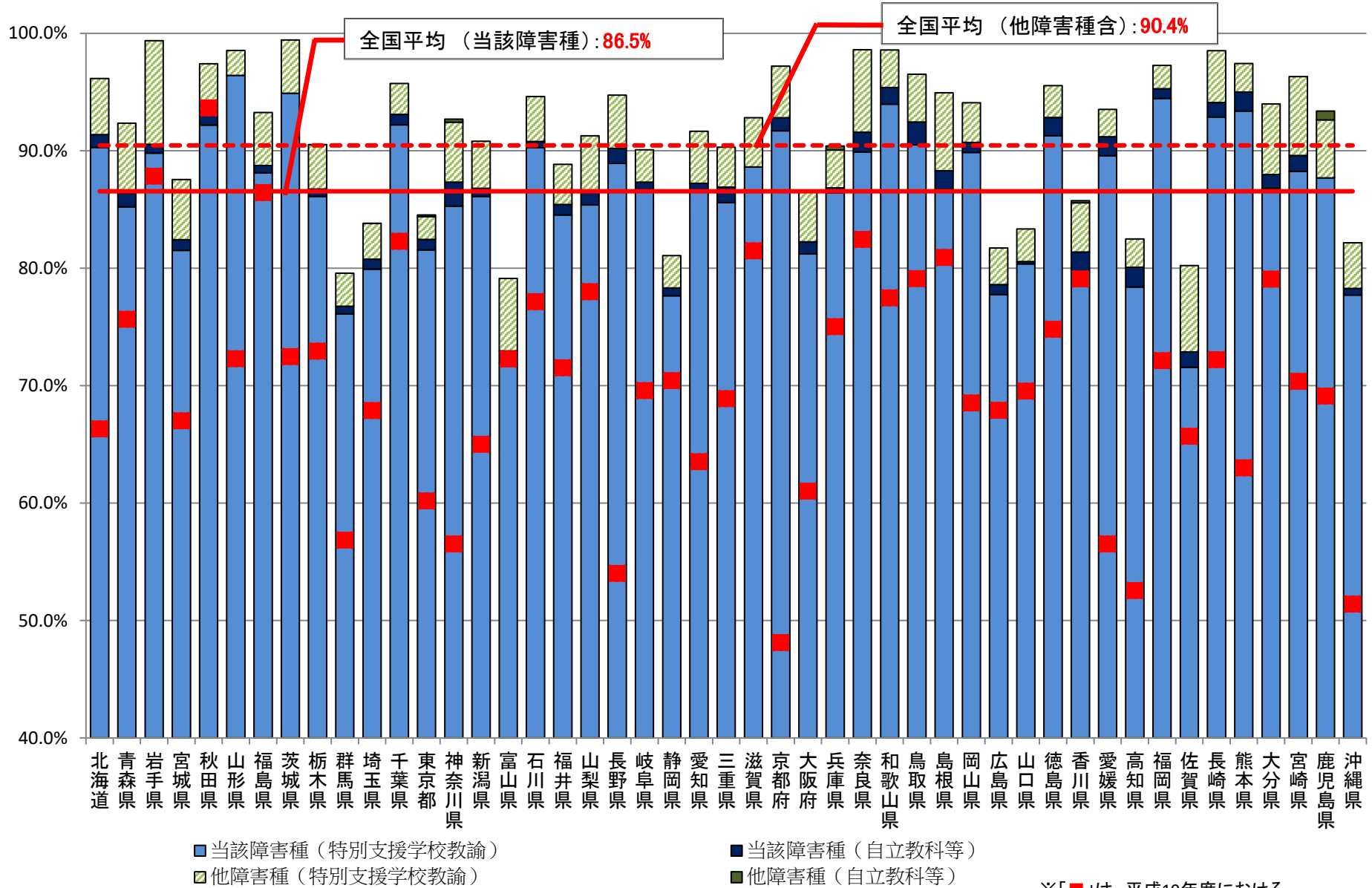
※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.1%**

在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



特別支援学校教諭免許状の保有状況（都道府県別）

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「■」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員		その他	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。